

# 第7回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育部庶務課	
開催日時	平成29年6月28日 午前9時半	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三田 一則（教育長）、藤原 孝子（教育長職務代理者）、樋口 郁代、北川 英恵、白倉 章
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人なし	
非公開・一部公開 の場合は、その理由	第24号議案、報告事項第3号は人事案件のため非公開とする。	
会議次第	<p>第24号議案 豊島区文化財保護審議会委員（第16期）の委嘱について（庶務課）</p> <p>第25号議案 臨時職員の任免（学校事務補助）について（庶務課）</p> <p>協議事項第1号 豊島区小・中学校の標準的な運動場整備方針（案）の検討について（学校施設課）</p> <p>協議事項第2号 豊島区文化財の登録について&lt;諮問&gt;（庶務課）</p> <p>報告事項第1号 巣鴨北中学校仮校舎の運営状況について（学校施設課）</p> <p>報告事項第2号 三田一則教育長の執務報告（平成29年6月13日～6月28日）（庶務課）</p> <p>報告事項第3号 臨時職員の任免（教育支援員）について（教育センター）</p>	

事務局)

本日は委員の皆様、全員お揃いでございます。

なお、渡邊統括指導主事が指導課訪問のため欠席となっております。

傍聴希望者はありません。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

皆さん、おはようございます。只今より第7回教育委員会臨時会を開催いたします。本日の署名委員を申し上げます。樋口委員、白倉委員、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(1) 第24号議案 豊島区文化財保護審議会委員(第26期)の委嘱について

三田教育長)

それでは、早速、案件に入りたいと思います。第24号議案、豊島区文化財保護審議会委員の委嘱について、庶務課長お願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。質問等ございますか。

樋口委員。

樋口委員)

審議委員は、再任があるのですか。あるとするならば、再任の方はどなたでしょうか。教えてください。

庶務課長)

全員が再任です。委員歴という資料をご覧くださいと、例えば佐々木隆爾氏は、平成13年4月10日から、9期目に入っております。その他の方は、8期、6期と再任をしております。

三田教育長)

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

何期までという規則はないのでしょうか。

三田教育長)

どうぞ、庶務課長。

庶務課長)

はい。何期までという制限はございません。

三田教育長)

宜しいですか。

では、私からお願いがございます。10人で構成される審議会となっておりますが、今回提案された人数は6人です。後の4人はどのように決定していくのかお答えいただきたいです。また、監査委員会より、教育委員会に関する組織の男性比について、女性構成比を多くするという指摘がありますが、どう考えるのか。二点についてお答えいただき

たいです。

どうぞ、庶務課長。

庶務課長)

はい。ご指摘の通り、委員を10名に近付けるために、今、委員の委嘱について検討しているところでございます。ほぼ内諾をいただいておりますが、女性委員の方も増員して、今年度中には、8名の委員にしたいと考えてございます。

学芸員の伊藤係長から補足で説明をお願いいたします。

三田教育長)

どうぞ、伊藤学芸員。

文化財G庶務担当係長)

文化財保護審議会の委員の委嘱につきましては、豊島区の文化財でよく修理をいただく専門性等々を勘案して、委嘱をお願いしているところでございます。委員の皆様はよくご存じの通り、埋蔵文化財、出土遺物についての案件がほぼ毎回と、それから最近は無形文化財についても議案が上がる機会がございます。現在考古学につきましては、菊地先生にお願いしているところでございますが、あともう一名、工芸技術専門の女性の方を、候補としてお願いしているところでございます。お名前を挙げるのはまだ差し控えさせていただきますが、内諾をいただいているところでございます。今年度中に、2名増員を図りたいと思っております。

以上でございます。

三田教育長)

是非、教育委員会において、出来るだけ早いうちに追加のご報告をいただけることを期待しておりますので、宜しくをお願いいたします。

数々の重要文化財の保護を始めとする様々なことについて、審議委員会の先生方には、ご協力いただいておりますので、これらについて承認して宜しいでしょうか。

(委員全員異議なし 第24号議案了承)

三田教育長)

この件は終了したいと思います。

(2) 協議事項第2号 豊島区文化財の登録<諮問>について

三田教育長)

続きまして、豊島区文化財保護審議会への諮問についてお願いをしたいと思います。

<庶務課長、文化財G庶務担当係長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。何かご質問ございますか。

北川委員。

北川委員)

1番のすすきみみずくのことについて、お尋ねいたします。今回、無形文化財として「す

すきみみずく製作」とありますが、これは製作方法を登録するということでしょうか。

もう一つ、すすきみみずくは玩具として販売されていたということですが、当時、どのように子供たちに使われていたのか、もし分かるようでしたら教えてください。

三田教育長)

伊藤学芸員、どうぞ。

文化財G庶務担当係長)

ご質問の通り、登録種別が無形文化財（工芸技術）ということで、みみずくそのものではなく、みみずくを伝承する技術を登録するということでございます。そして、技術の保持団体であるすすきみみずく保存会を認定していくということになります。

また、みみずくの遊び方ですが、基本的には、お土産といえますか、持ち帰って観賞用として使われていたものであろうと推測されます。

以上です。

三田教育長)

宜しいですか。他にございますか。

どうぞ、白倉委員。

白倉委員)

すすきみみずく保存会は、何人が所属しているのでしょうか。

文化財G庶務担当係長)

実際に指導に当たっている方は、今は5人程だと思います。そのうち2名が、中でも指導的な役割を担っていると聞いております。

三田教育長)

これについて私からも申し上げますと、先週すすきみみずく保存会の総会がありました。私は顧問、高野区長が保存会の名誉会長で、法明寺のご住職が会長です。南池袋小学校の中村校長先生をはじめ、副校長先生も参加していました。実際に南池袋小学校では、ふるさと学習プログラムを教育課程に位置付けて、すすきみみずく保存会の指導を受け、すすきみみずくの制作に当たっています。

やはり音羽屋さんが途絶えて、区全体が、何とかしなければいけないという思いだったと思います。そのような中で、この工芸技術を、絶やさず、きちんと伝えて保存したいということが背景にございます。

また、この歴史的な資料でもお分りの通り、昭和の33年の刊行物と44年の刊行物では中心になって作っている方が変わっています。その後は音羽屋さんが製作していますので、どのような系統があるのか調査を行っていただきたいと思います。

それから、すすきみみずく物語という豊島区の読み聞かせの会の方々が昭和30年代に子供たちと一緒に作ったお話を版画の紙芝居にして保存してあったのですが、これを絶やさないために8年前に復刻し、各小学校、中学校に1冊ずつ紙芝居セットを配布しました。このような背景が、鬼子母神堂の日本ユネスコ協会の未来遺産決定の際にも非常に大きな

貢献となりました。

子供の、母を病から何とか救いたいという思いがこのすすきみみずくに体現されて、鬼子母神堂にまつわるお話になっています。これは本当に道德教材になると思います。ふるさと学習の一環として、家族の大切さ、命の大切さ、母が子を思う愛はたくさんありますが、子が母を思う愛も非常に大事なことだと思います。是非、学術的ではない部分についての評価についても、検討していただけると嬉しいです。

文化財G庶務担当係長)

今ご指摘いただきましたことは、まさにおっしゃる通りでございます。出来れば区の指定無形文化財まで進めていきたいと思っております。そのために、今、歴史背景の部分での詳細な調査、映像等による技術伝承のための調査等々を行っています。報告書を作成いたしまして、しかるべきタイミングで豊島区の指定無形文化財としたいと思っております。

以上でございます。宜しく申し上げます。

三田教育長)

染井・巢鴨遺跡の出土品の遺物についての文化財の審議ということですが、6ページの候補物件の2、その7番に書いてある水野家の下屋敷と藤堂家の下屋敷は、ちょうど街道筋にあたり、大名の下屋敷がありました。江戸に入る手前で、着替えて身を整えるような役割が下屋敷にあったという、非常に興味深い内容です。大名屋敷と中山道の文化の伝播と、大名の統制が、江戸時代の特徴を作っています。封建制度の仕組みがどのようなものであったのか、この出土する品物を見ながら考察・推測出来ることがたくさんあると思います。専門的な検証の中で、区民に知らせていただければとありがたいと思いますので、宜しく申し上げます。

他にありますか。良ければ、この2件の諮問を教育委員会として行いたいと思いますが、決定して宜しいですか。

(委員全員異議なし 協議事項第2号了承)

(3) 協議事項第1号 豊島区小・中学校の標準的な運動場整備方針(案)の検討について  
三田教育長)

それでは、続きまして、豊島区立小・中学校の標準的な運動場整備方針(案)の検討について、学校施設課長お願いいたします。

<学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。これまでの学校改築等整備の経過もございまして、正確に状況を分析した上で、新たな視点での整備方針を確立したいということです。今日は議論を行い、次回、今日の議論を踏まえた修正も含めて最終決定していくという提案でございます。遠慮なくお気づきの点、ご意見いただきたいと思っております。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

小学校では全天候型ですが、メリット・デメリットを見ますと、全天候型の舗装は大きなデメリットはありません。小学校と中学校で異なる素材を採用したのは、スパイクが使えるかどうかの違いが理由でしょうか。

三田教育長)

どうぞ、施設課長。

学校施設課長)

はい。小学校・中学校では部活動の活動状況が違いまして、金属のスパイクを使う学校はないとは聞いていますが、野球やサッカー等で激しく運動しますと、全天候型舗装の場合は少しはげる心配がございます。そういった観点を加味して、土系の方が宜しいのではないかと考えております。

三田教育長)

白倉委員ご指摘の点ですが、中学校の先生に聞いたところ、基本的にゴムのスパイクは使っても、金属のスパイクは使っていないということです。土であれば、いくら埃が立ちにくい種類であっても、スプリンクラーをつけていても、やはり近隣に埃の被害を与えてしまいます。また天候に左右されて、体育の授業が影響を受けるということもあります。

そこで、中学校の体育科の先生の意見もきちんと取り入れて、実際にどの素材が一番構成要素として必要なのか検討が必要であるということも事務局の中で話しています。

そういうことで宜しいですね。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

別紙2で、中学校の区分けが5校と3校というように表が出ています。今現在、池袋中学校は校庭を作っている最中、また、巣鴨北中学校は移転していますが、その2校はどちらにカウントが入っているのでしょうか。

三田教育長)

どうぞ、学校施設課長。

学校施設課長)

最後の参考資料をご覧ください。結論から申しますと、いずれも土系のクレイとカウントをさせていただいております。

建築中の巣鴨北中学校、池袋中学校も、クレイで作っておりますので、そのようにカウントさせていただいております。

北川委員)

出来上がる校庭を想定して、カウントをされているのですね。

三田教育長)

宜しいですか。

藤原委員、どうぞ。

藤原職務代理者)

多面的に、また様々な角度から検証してくださってありがとうございました。

中学校につきましては、樋口委員にもお伺いしたいと思いますが、中学校の部活で使うことを考えると、土がいいのか、あるいは、全天候型はどうかという疑問があります。実際、中学校は全天候型の学校が少ないために、考察が少ないと思います。比較して、一体どちらがより使いやすいのか、もう少し知りたいと思います。

三田教育長)

樋口委員どうぞ。

樋口委員)

まず、私は全天候型を使った経験がありません。私のいた学校は小中一貫でしたので、人工芝です。ただし、実は第二グラウンドを持っていて、野球の練習試合の際には、そちらに行くのですが、サッカーなどは人工芝でしていました。全天候型については知識がないのですが、ただ、中学校は年数が経てば、はげてくる度合いは多いと思います。

私は人工芝がすべて大丈夫とは思いませんし、野球部があると大変かと思います。また、軟式のテニスは弾みが全然違うものですから、そういう意味で、トータルとして考えると、人工芝よりは土系の方が良いと思います。土系と全天候を考えた場合にメリット・デメリットがあると思うので、どちらを取るのかという形になると思っています。

三田教育長)

どうぞ、藤原委員。

藤原職務代理者)

本当に悩ましい問題だと思います。中学校はやはり部活動に力を入れていますし、野球あり、サッカーあり、テニスありで、トータルでどこがいいのかというと、どれも可能であるところに落ち着くのだろうとお話を伺っていて思いました。

プロですと、それぞれに適したグラウンドを持っていますが、中学校はそういう訳にはいきませんので、落としどころとしては、全部に対応出来るものになるのだろうと考えております。

三田教育長)

豊島区では、小学校で全天候型を使用し、中学校で土系になっていきます。ただし、中学校の場合は、部活を除いた体育の授業は、小学校に比べてはるかに緩いです。ですので、時間の制約もある程度出来ると思います。規模の大きな学校は、時間割のやりくりが大変だと思っております。授業時数を確保していくという観点から、体育の教師はどういう意見を持っているのか聞いてみたいと思います。

また、池袋本町では小中学校一緒にシェアして使っています。ずっと土を使用してきた中学校の体育教師が小学校の全天候型を使ってみて、どういう使い心地なのか、やはり土の方が良いという意見なのか。それとも少し魅力があると思うのか。良い機会ですので、聞いておくといいと思います。

いずれにしても、第二グラウンドを持っていない、狭い運動場しかないという制限の中で、何がベターなのかという判断をせざるを得ないのは、やむを得ないと思います。

それから、やはり運動場ですので、体育の授業をまず最優先して考え、その上で、部活を可能な範囲で考えていくべきだと思います。地域開放の方々は色々なことを仰います。しかし、申し訳ないのですが、施設開放を最優先にするわけにはいきません。学校施設としての位置付けも、この基準の中で謳っておく必要があると思います。

この前の一般質問では、運動場を夜間使用出来るようにして欲しいという議員からの要望がありました。照明施設がないことや、近隣への騒音や様々な被害を考え、無理であるとお断りしました。教育施設である学校の体育施設としての限界だということでお伝えしている訳ですが、やはり整備指針とするにあたって、学校施設であるという位置付けもきちんと書いておく必要があるのではないかと思います。

また、東京都の教育委員会では、10年間にわたって、芝生の校庭にするという構想がありました。平成20年代に入った頃は、今年は何校芝生化できるのか、盛んに言われる状況でした。ですが、芝生化は、豊島区においては定着しませんでした。その理由付けもきちんと整理しておく必要があると思います。そして、今回の指針に基づいて、今後は改修を行っていきます。科学的・客観的な情報を得ながら、整備指針を作っていく必要があると思います。

別紙の資料の1ですが、安全性の表面温度の低さや、利便性の耐熱性に、丸やバツがついていますが、この根拠がよく分かりません。何を基準に判断しているのかを示す必要があると思います。例えば全天候型は防災の観点から見て、800度の耐熱で三角という評価になっています。ですが、800度の熱ですと、周りの木も家屋も燃えてしまいます。地域全体が溶鉱炉みたいな熱になってしまったらお手上げ状態ですので、丸バツの判断ではなく、耐熱温度を書いて数値化する。その上で、例えば500度以上が耐えられれば、十分に大丈夫だという判断に立っているというような根拠が必要だと思います。24年度に丸バツで判断し、小学校の校庭を全天候型にすると決めた際に、根拠を求められた経緯がありましたので、科学的に証明できるようにする必要があります。

東京都の芝生化政策について、どういう対応をして、どういう考え方で現在に至るのかという見解をきちんと明確にしておくこと、数値化出来るものは数値化して、その評価で判断するという科学的で客観的な評価基準にすること、この2点を今後の検討に入れていただければと思います。

はい、教育部長。

教育部長)

今の2点の問題について、1点目の芝生の問題については、清和小学校の取り組みが結果になっておりますので、より深く検証することが必要だと思います。

2点目の校庭の熱について、一般的に、地域の救援センターとして小中学校は位置付けられております。そこに火災が迫れば、救援センターとしては開設しません。教育長がお

つしゃるように、単なる校庭としての機能だけではなく、遮断が出来るのかどうか、救援センターとして機能出来るのかではなくて、地域の火災の遮断帯として活用が出来るのかという視点ですので、今回の判断基準を考える際には合わないかと思います。この資料は、熱に強いのか、弱いのかということを示した資料ですが、これが果たして今回の指針として妥当なのかどうかは、これから深く検討していきます。

三田教育長)

宜しく申し上げます。

他にございますか。藤原委員、どうぞ。

藤原職務代理者)

質問です。防球ネット・防砂ネットを設置するという取組が書かれております。防球ネットは普段目にしますが、防砂ネットというのは、具体的にどのようなところで使われていて、どのように使うのか、教えていただけますか。

三田教育長)

学校施設課長、どうぞ。

学校施設課長)

では、最後の参考資料の学校の一覧をご覧ください。現在防砂ネットが使われている中学校は、駒込中学校、西池袋中学校、明豊中学校の三つでございます。

どのようなネットかと言いますと、いわゆる目の細かいネットを防球ネットの半分ぐらいの高さまで覆っていくというようなものになります。目が細かいネットでございますので、砂が風で飛ばされても、ネットに当たって、外まで飛ばずにネットの手前で落ちていくようなものでございます。

三田教育長)

完全には遮断出来ませんが、地吹雪的に下を這うような埃についてはある程度遮断でき、かなりの効果があると思います。

白倉委員)

一点お伺いしたいのですが、10年程前に、各学校の校庭の周りに、防火林を植える機会があり、私も参加しましたが、その木はどのようなになっているのでしょうか。

学校施設課長)

おそらく校庭ではなく学校内の敷地に木を植え、順調に育っております。今は林のような状況になっております。

学校の周囲につきましては、いわゆる植栽ということになりますので、どの学校も必ず設置をしております。ただ、新設校につきましては、まだ木が育ち切っておりませんので、薄くなっている部分は多少あります。

白倉委員)

私は、広い範囲に、高い木、中ぐらい、短いという三層に木を植えたのですが、今見るとそういった木が無いのでお伺いしました。

三田教育長)

環境教育の中では、やはり植樹と育樹が大事だという話をしていますが、学校によっては、校内の環境の都合で取り払ってしまったケースもあるでしょうし、学校改築でやむなく施設の変更をせざるを得ないということもあったかと思います。私が知っている限りでは、一時避難をしておいて、改築後、また元に戻したという学校もありました。

学校改築推進G学校施設担当係長)

学校施設課の改築の係長の太田です。

植樹祭をやっていた時に、私は環境政策課という植樹の部署におりまして、児童1人が1万本の木を植えるという取組を行っていました。白倉委員がおっしゃった通り、学校の防火林としての役割も期待しながら、木の大きさに揃えて植えていくという取組でした。

近隣と非常に近接していますので、だんだん伸びていく中で、外に枝が張り出して苦情等があり伐採せざるを得なかったこともあったかと思います。伐採は極力しておりませんが、枝を払うようなことをせざるを得ない部分は出てきております。

改築の学校ですが、教育長がおっしゃった通りで、なるべく児童の植えた苗は残して学校の敷地内ですべておき、戻すということで活用を図っております。

三田教育長)

極力生かしていく方針で行っております。大方の学校は、すくすくと育てこんもりとした森になっています。

10年、20年、30年でどういう変化を遂げているのか、植えた子供たちは、大人になってもずっと気に留めていると思います。古い話は知らないではなく、教育委員会が環境教育の一環で行った取組ですので、是非追いかけていただきたいと思います。宜しくお願いします。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

別紙2の近隣区を拝見しますと、都心の区は比較的人工芝になっています。本区としては、平成24年に全天候型にすると打ち出していて、今回、また新たに方針を変えることになります。全天候型と人工芝にはあまり違いがありませんが、全天候型の熱交換塗装が良いという根拠を我々なりにしっかりと持つておくことが大事だと思っております。

ちなみに、経験上、人工芝のショートパイルは、年数が経つとはげてきてしまい、歩くだけで埃のように靴やすそに付いてしまいます。一方、ロングパイルは、初めのうちは足をとられますが、使い始めて2年、3年程経つと固まって非常に使いやすい状態になります。

三田教育長)

安全・安心な画工を目指すセーフスクールの観点でも、仰高小学校の例を見ますと、改修後にけがや事故が激減したという結果が出ています。朋有小学校においても、全天候型に変えたことで良いデータが出てきているというメリットがあります。

これまで考えられていた全天候型の欠点は、夏には熱くなってしまい、校庭に何度も散水しなければならないこと、熱中症、低温やけどの原因となることでした。特に運動会を秋に行う学校では、民舞を素足で行いますが、靴を脱げないという状況だったことが、改善されたということもあります。これらを今後の指針としていく上で、力強いバックデータになるように、メリットをきちんと整理してまとめていく必要があるかと思えます。

では、この辺でこの件は終わりにしたいと思います。次回は今回の意見を踏まえて、議論出来ればと思います。宜しくお願いいたします。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

#### (4) 報告事項第1号 巣鴨北中学校仮校舎の運営状況について

三田教育長)

報告事項第1号、巣鴨北中学校仮校舎の運営状況について、学校施設課長お願いいたします。

< 学施設課長 資料説明 >

三田教育長)

大きな問題は出ていますか。

学校施設課長)

特に無いと伺っております。

三田教育長)

状況報告ということでございましたが、ご質問等はございますか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

今回、巣鴨北中学校の子供たちの様々な活動が、近隣の施設、または関係団体の施設をお借りすることで滞りなく出来ているということは、非常に有難いと思っております。今後も安全面に注意し、引き続き、子供たちが思いきり体を動かすことが出来るようにサポートをお願いいたします。宜しくお願いします。

三田教育長)

他にございますか。宜しいですか。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

三田教育長)

では、この件は終わりにしたいと思います。

#### (5) 報告事項2号 三田一則教育長の執務報告(平成29年6月13日～6月28日)

三田教育長)

それでは、私の執務報告でございます。

< 教育長 資料説明 >

三田教育長)

以上でございます。

では、この件は、終わりにいたします。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(6) 第25号議案 臨時職員の任免(学校事務補助)について

三田教育長)

あとは人事案件になります。第25号議案、宜しくお願いします。

<庶務課長 資料説明>

**人事案件のため非公開**

(委員全員異議なし 第25号議案了承)

(7) 報告事項第3号 臨時職員の任免(教育支援員)について

三田教育長)

では、次は報告事項第3号臨時職員の任免について、教育センターお願いいたします。

<教育センター所長 資料説明>

**人事案件のため非公開**

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

三田教育長)

これについては、承認いたしますので、宜しくお願いいたします。

少し時間が過ぎてしまいましたが、これを以て教育委員会臨時会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

(午前11時10分 閉会)